

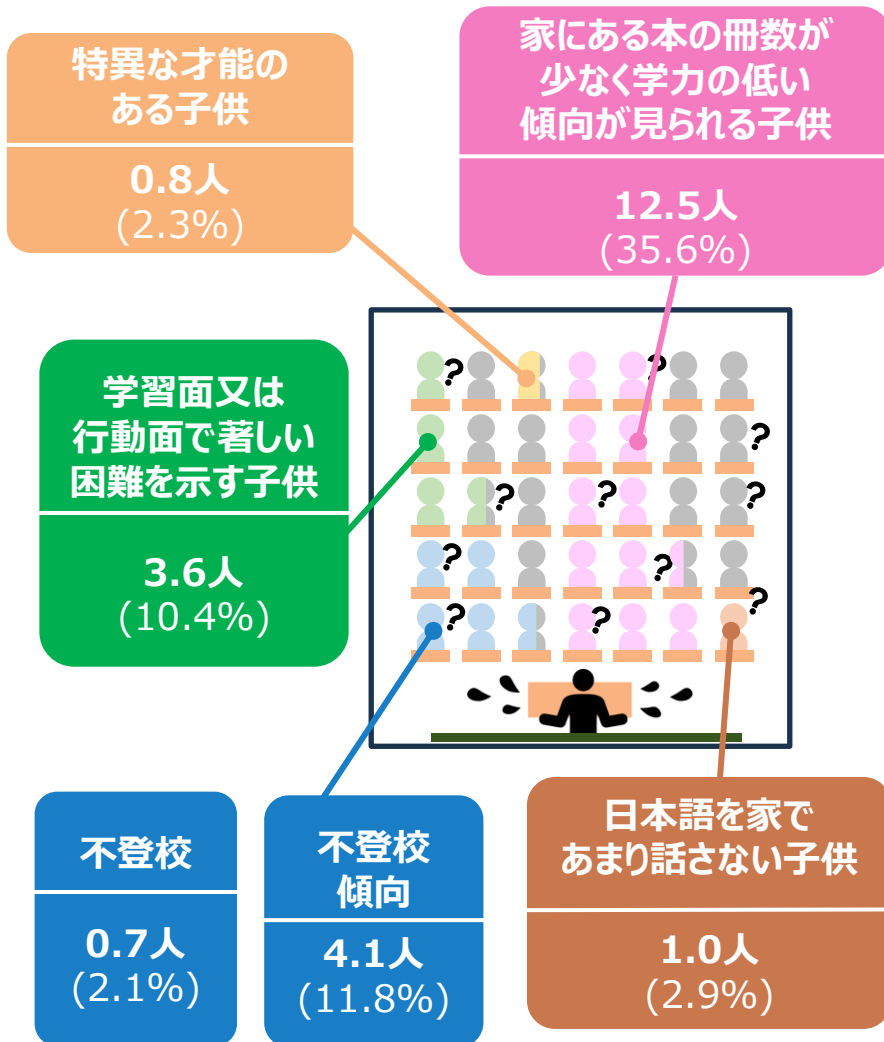
論点
資料②

柔軟な教育課程編成の促進について (主に義務教育段階)

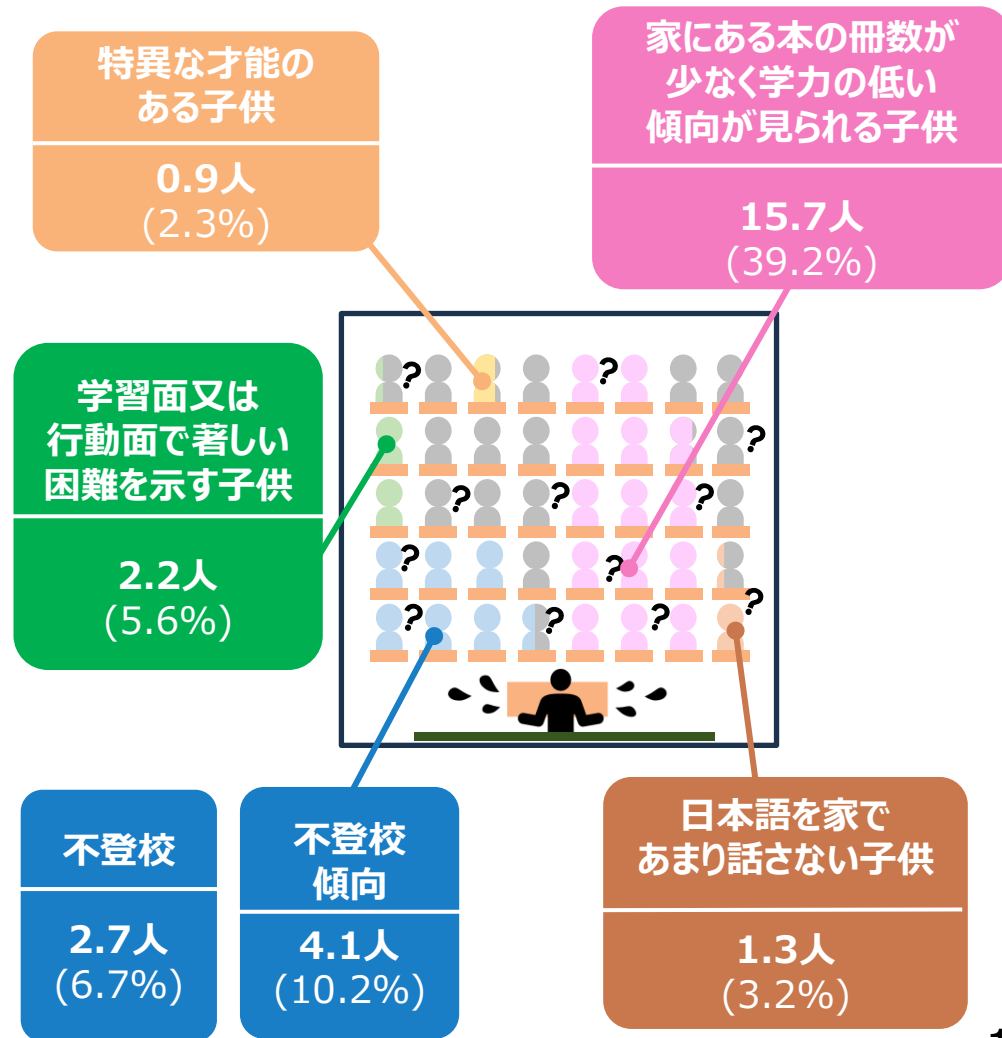
学校における児童生徒の多様性を包摂する必要性

○どの学校においても、多様な個性や特性を有する子供が在籍している実態が顕在化している。
こうした多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題。

小学校（35人学級）



中学校（40人学級）



※各数字の出典は諮問参考資料P45,46参照

https://www.mext.go.jp/content/20242127-mxt_kyoiku01-000039494_03.pdf

- 教育課程の編成は、学校教育法施行規則に示す総授業時数及び各教科等の時数、学習指導要領に示す各教科等の目標・内容に基づく必要
- しかし、①**学校**として編成する教育課程の特例、②**個々の児童生徒**に着目した教育課程の特例、③**学級**として編成する教育課程の特例が適用される場合はこの限りではない。本日はこのうち、①**学校として編成する教育課程の特例**等について御議論いただく

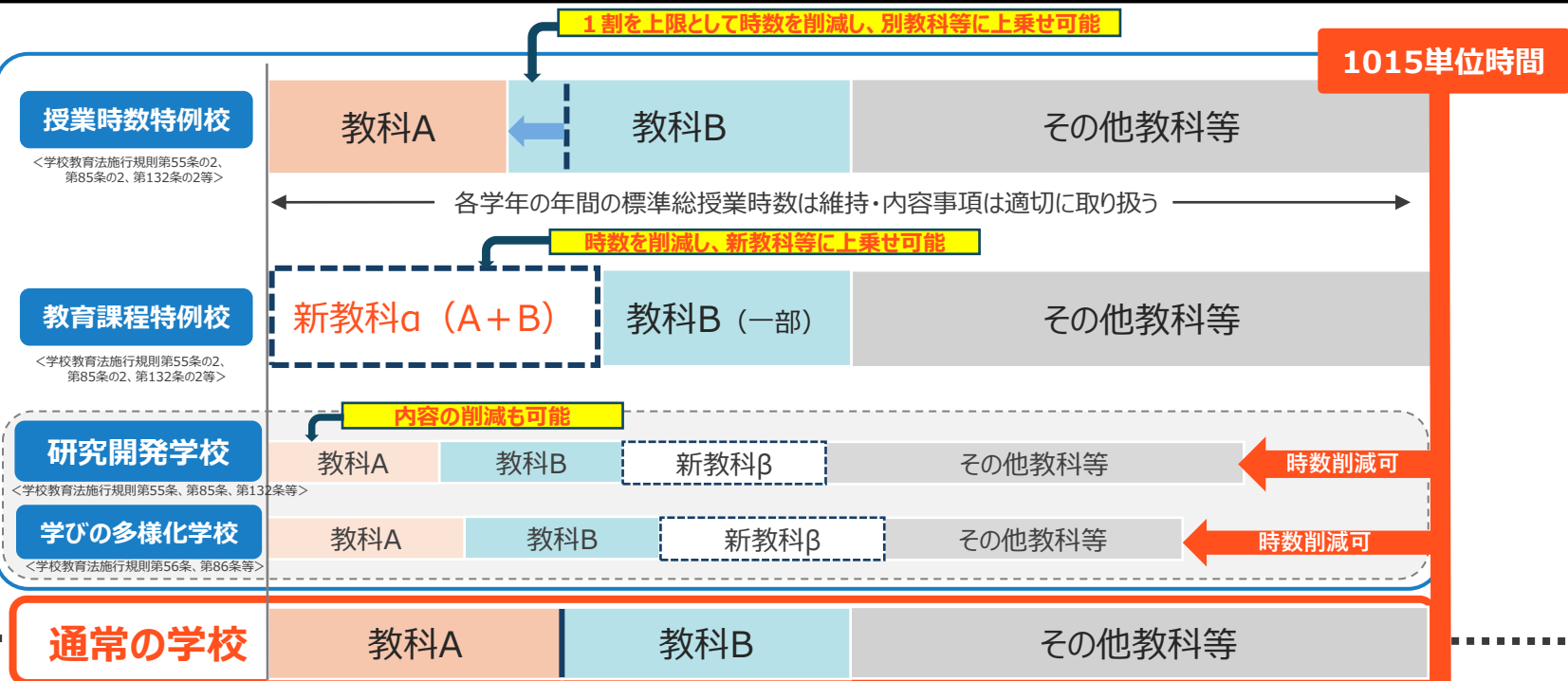
1

学校として
編成する
教育課程の特例



2

個々の児童生徒
に着目した
教育課程の特例



障害のある児童生徒に対する通級による指導における特別の教育課程

○障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導
＜学校教育法施行規則第140条等＞

日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程

○日本語を用いて、学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導
＜学校教育法施行規則第56条の2、第86条の2、第132条の3等＞

学齢を超過した者に対する特別の教育課程（夜間中学）

○対象者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容を指導
※学習指導要領を踏まえ、必要な時数・指導内容を全て校長が判断
＜学校教育法施行第56条の4、第132条の5等＞

学級として編成する 教育課程の特例

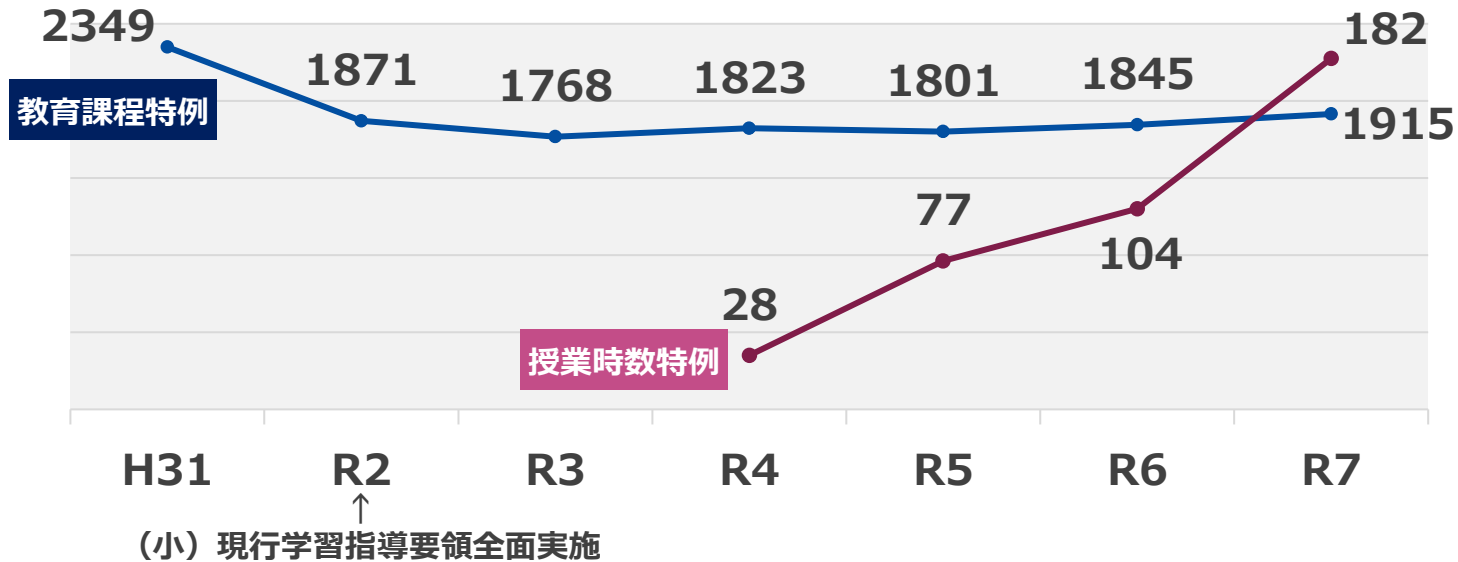
特別支援学級

○特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を取り入れるとともに、個々の児童生徒の障害の程度等を考慮の上、実態に応じた特別の教育課程を編成。
＜学校教育法施行規則第138条＞

3

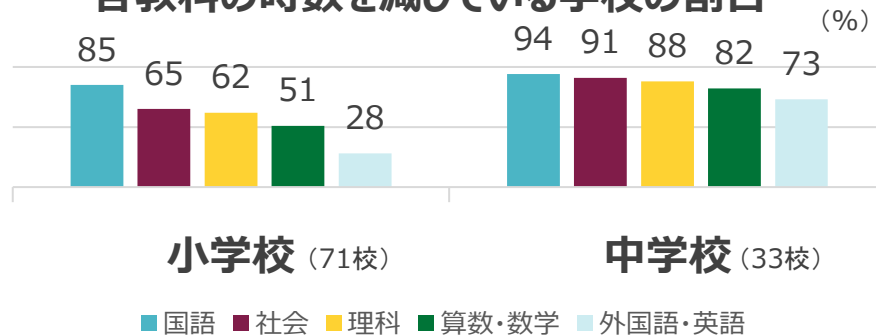
教育課程特例校・授業時数特例校の状況

指定校数の推移

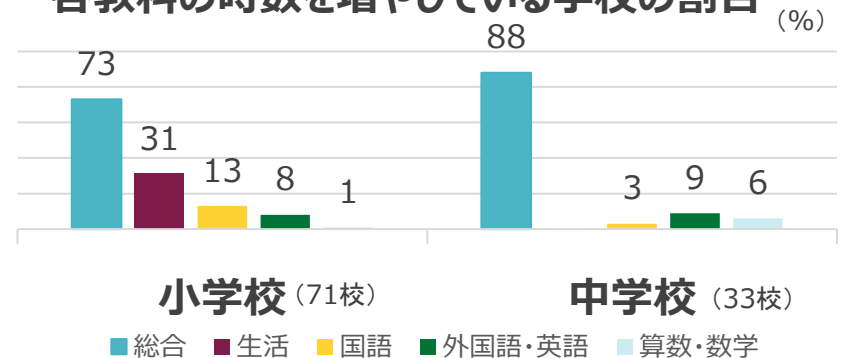


授業時数特例校における取組状況

各教科の時数を減じている学校の割合 (%)



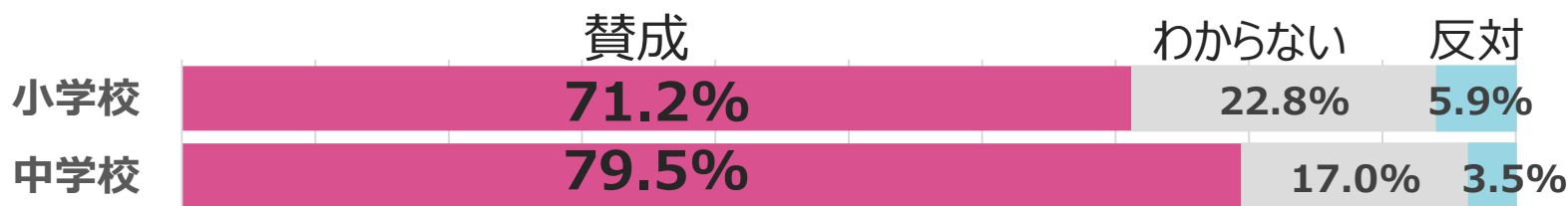
各教科の時数を増やしている学校の割合 (%)



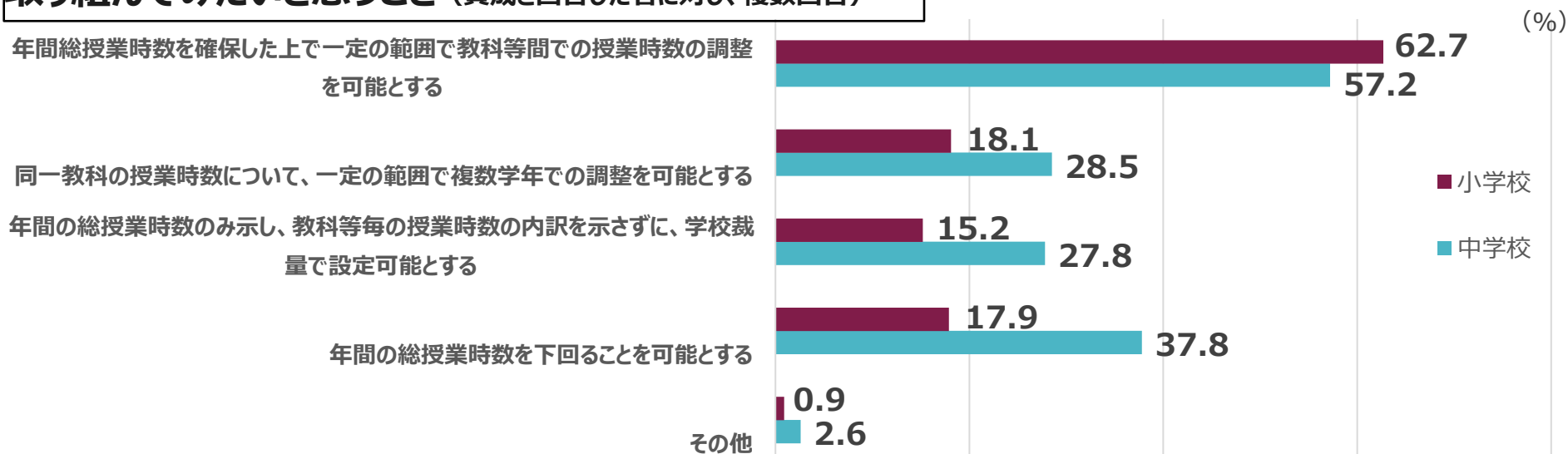
時数に係る学校裁量の拡大に関する学校の意識

- 標準授業時数に関し、教育課程編成に係る学校の裁量を広げることについて、小学校では約 7 割、中学校では約 8 割が賛成と回答。
- 「年間総授業時数を確保した上で一定の範囲で教科等間での授業時数の調整を可能とする」ことを取り組みたいこととして回答した割合が小・中学校ともに最も高い。

標準授業時数について学校の裁量を広げることについて



取り組んでみたいと思うこと（賛成と回答した者に対し、複数回答）





【現行制度の状況】

＜標準授業時数（学校教育法施行規則で規定）＞

- ・年間の標準総授業時数、各教科等の標準授業時数が定められており、年度当初の計画段階では確保することが前提。

※参考資料1

＜特例校制度（学校教育法施行規則で規定）＞

- ・「教育課程特例校制度（新教科等の設定が可能）」及び「授業時数特例校制度（総授業時数を維持しつつ1割を上限に各教科（※）の標準授業時数を下回ることが可能）」（以下「特例校制度」という。）の活用で、学校や地域の創意工夫を発揮した教育課程の編成が可能。

（※）音楽（中学校第2,3学年）、美術（中学校第2,3学年）、技術・家庭、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動を除く

＜単位授業時間（学校教育法施行規則で規定）＞

- ・標準授業時数の1単位時間は、小学校で45分、中学校で50分とされているが、授業時間を拘束するものではない。（例えば、1単位時間を小学校で40分、中学校で45分とするほか、90分等とすることは可能。）

※参考資料1

＜年間最低授業週数（学習指導要領総則で規定）＞

- ・小中学校ともに年間35週以上にわたって授業を行うよう計画するとされており、上限はなく、年間授業週数を40週等とすることは可能。

※参考資料1

＜学習内容の学年区分（学習指導要領総則+各教科等で規定）＞

- ・各教科等の内容事項の記載順は指導の順序を示すものではないと示しつつ、順序を特に示す場合として、各教科等で学年区分を示しており、その場合には当該学年で指導する必要。

※参考資料2

＜カリキュラム・マネジメント（学習指導要領総則で規定）＞

- ・現行学習指導要領において、3つの考え方を提示。

※参考資料3

【課題】

【特例校は時間と手間がかかる】

- 市町村立学校の場合、市町村や都道府県の教育委員会を経由し、国の審査・指定を要するなど、時間や手間がかかり活用しにくい。学校や地域の創意工夫の発揮は「特別なこと」になっている。

【特例校制度のみでは限界がある】

- 研究開発学校制度の下、年間の標準総授業時数を特例的に下回ることによって生み出した授業時数を個々の児童生徒の個性や特性に応じた学びや教員研修等に充当する取組（特例校制度では不可）が注目を集めており、同様の取組を実施したいとの声が多い。※参考資料4

【硬直的な運用が残る】

- 時間割が複雑になるとの懸念もあり、単位授業時間の柔軟な設定は広がりを欠いている。週当たりコマ数についても、35週という数字を根拠に、標準総授業時数1015単位時間を35週にわたって実施する（週当たり29コマ）との認識が強い。
- 総じて、単位授業時間の設定や一日当たりの授業時数の割り振り、授業日と休業日の設定変更がカリキュラム・マネジメントの手法となり切っていない。

※参考資料5

【学年を横断した柔軟な指導に制約がある】

- 系統性確保の意義はあるものの、学習内容の習熟の早い子供・遅い子供の実態を踏まえた柔軟な指導や、学年を横断したカリキュラム・マネジメントの制約となっている面がある。

※参考資料2

【カリキュラム・マネジメントのイメージがつかみにくい】

- 上記も含め、何を換えられるのか、何を換えてはいけないか、どのようなアクションを取りうるのか、イメージが湧きにくい。カリキュラム・マネジメントは未だ学校の日常となっていない。

※参考資料3

【考えられる方向性】

- 特例校制度については、申請数が増加し、一定の活用類型も確立していることを踏まえ、国への申請を不要とすることも含め、「特別な選択肢」ではなく、「常に利用可能な選択肢」とする方向で検討してはどうか。
- 加えて、多様な個性や特性、背景を有する子供たちを一層包摂できるよう、研究開発学校等の運用実績やデジタル学習基盤の活用による効率化の可能性を踏まえ、授業時数の取扱について一層柔軟化する方向で検討してはどうか。
- 以上について、新たな仕組みが教師の仕事や子供の学びに「余白」を生み出すとともに、教育の質の向上に資する方向で検討してはどうか。（負担軽減自体が目的ではない。）

※参考資料6・7

※学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われることが前提。
学習指導要領の一層の構造化は別途検討するとともに、その解説・教科書・入試・教師用指導書等の影響も含めた授業づくりの実態を全体として捉えながら、過度な負担や負担感が生じにくい在り方を検討。

【具体的論点】

- ① 総授業時数を維持しつつ各教科の標準授業時数（以下「教科標準時数」という。）を下回ることが可能な範囲をどう考えるか。（現行の授業時数特例校制度は1割が上限だが、拡大の必要はあるか。）
- ② 教科標準時数を下回ったことで生み出された授業時数（以下「調整授業時数」という。）の活用方法について、地域や学校、児童生徒の実態を考慮して以下のような取組を特例的に可能とすることの適否をどう考えるか。
 - ✓ 別の教科等の授業時数に上乗せする
 - ✓ 特に必要な教科の開設に充てる
 - ✓ 各教科等に該当しないものの、児童生徒の個性や特性、実態に応じた学習支援など、児童生徒の資質・能力の育成に特に資する効果的な教育を実施するための裁量的な時間（仮称）（以下「裁量時間」という。）に充てる
- ③ 裁量時間の上限と類型はどうあるべきか。特に、裁量時間の一部について、教育の質の向上を目的とした、授業改善に直結する組織的な研究活動等に充てることも可能とすることの適否やその上限をどう考えるか。
- ④ 国への申請を不要とすると仮定した場合、どのような条件の下で特例的な取組を可能とすべきか。
 - （1）不適切な運用を防ぐための仕組み（例：児童生徒の負担過重、受験対策への過度な傾斜など）
 - （2）保護者や地域住民に対する説明責任を果たし、理解を得るための仕組み
 - （3）教育委員会や文部科学省としての把握の仕組み

※参考資料8



考えられる方向性と論点②（単位時間、授業週数、学年区分の扱い等）

【論点・留意点】

【考えられる方向性】

【単位授業時間・年間最低授業週数】

- 各学校や地域、児童生徒の実態に応じて柔軟な設定を促進するため、分かりやすい示し方とする方向で検討してはどうか。

【学習内容の学年区分】

- 必要に応じ、教師が学年区分に囚われず柔軟に教育課程を編成したり、指導を展開しやすくしたりする方向で検討してはどうか。

【その他の条件整備】

- 各学校や地域における創意工夫ある柔軟な教育課程編成が実際に促進されるよう、条件整備や必要となる施策を併せて検討してはどうか。

【単位授業時間の柔軟な設定】

- 調整授業時数を生み出す手法の一つとなり得るが、あくまで教育課程の目的や狙いを実現するためのカリキュラム・マネジメントの手法（週時程や時間割を工夫し下校時刻を早めるなどの取組を含む。）であることに留意する必要があるのではないかな。
- 時間割の複雑化への懸念を踏まえ、デジタルツールを活用して負担軽減できる可能性はないかな。

【年間最低授業週数】

- 「年間35週以上」との規定が「週29コマの授業を行う必要がある」との認識に繋がっているとの指摘も踏まえ、授業時数の平準化を促進する方向でどのような示し方が考えられるか。

※全体として、教師に「余白」を生み出し、過度な負担・負担感を防ぐ側面と、児童生徒に「余白」を生み出し、豊かな学びに繋がる側面の両方に留意すべきではないか。

【学習内容の学年区分】

- 教科の系統性や発達段階を踏まえた指導内容を確保する役割を果たしており、教科書作成などの観点からも、引き続き一定の記載は必要ではないかな。
- その上で、児童生徒の実態に応じて必要があると判断する場合は、学年区分に囚われず柔軟に教育課程の編成・実施が可能であることを明確化してはどうか。
- 学年区分に囚われない柔軟な指導に伴い、教科書等の在り方について整理しておくべきことはあるか。

【カリキュラム・マネジメント】

- 過度な負担を生じさせずに、カリキュラム・マネジメントを実質化できるよう、シンプルで具体的なイメージを整理する必要があるのではないかな。
- 学校運営協議会の承認事項である教育課程編成の基本的な方針において、新たな仕組みの下でどのような内容を示す必要があるか。
- 新たな仕組みの下で、一定期間、柔軟な教育課程編成に伴走支援する施策も必要ではないかな。

【指導主事の資質向上】

- 柔軟な教育課程編成に係る指導助言に直結する研修や、他自治体と知見・事例を共有する取組を充実させる必要があるのではないかな。
- 指導主事未配置市町村への対応をどう考えるか。（例：都道府県の役割、自治体間連携、校長会等が果たすべき機能）
- 教師の指導への支援と関連の薄い事務等について一般行政職職員との役割分担をどう考えるか。

標準授業時数の規定

小学校学習指導要領 総則 解説（抄）

- ◆ 別表第 1 に定めている授業時数は、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら定めたものであり、**各学校において年度当初の計画段階から別表第 1 に定めている授業時数を下回って教育課程を編成することは、上記のような学習指導要領の基準性の観点から適当とは考えられない。**
- ◆ 災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第 51 条及び別表第 1 に反するものとはしない。

学校教育法施行規則 別表第一

小学校の標準授業時数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	306	315	245	245	175	175
社会	-	-	70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科	-	-	90	105	105	105
生活	102	105	-	-	-	-
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭	-	-	-	-	60	55
体育	102	105	105	105	90	90
特別の教科道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
総合的な学習の時間	-	-	70	70	70	70
外国語活動	-	-	35	35	-	-
外国語	-	-	-	-	70	70
合計	850	910	980	1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、特別の教科である道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二から別表第二の三まで及び別表第四の場合においても同様とする。）

中学校の標準授業時数

	1年	2年	3年
国語	140	140	105
社会	105	105	140
数学	140	105	140
理科	105	140	140
音楽	45	35	35
美術	45	35	35
保健体育	105	105	105
技術・家庭	70	70	35
外国語	140	140	140
特別の教科道徳	35	35	35
総合的な学習の時間	50	70	70
特別活動	35	35	35
合計	1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

単位授業時間の規定

小学校学習指導要領 総則（抄）

（ア）各教科等のそれぞれの授業の 1 単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること

小学校学習指導要領 総則 解説（抄）

…各授業時数の 1 単位時間を定めるに当たっては、学校教育法施行規則第51条別表第 1 に定める授業時数の 1 単位時間は45分とするとの規定は従前どおりとしており、総則でいう「年間授業時数を確保しつつ」という意味は、あくまでも授業時数の 1 単位時間を45分として計算した学校教育法施行規則第51条別表第 1 に定める授業時数を確保するという意味であることに留意する必要がある。すなわち、各教科等の年間授業時数は各教科等の内容を指導するのに実質的に必要な時間であり、これを確保することは前提条件として考慮されなければならないということである。

標準授業時数を確保した上で、1コマあたりの単位授業時間は
各学校が設定することは可能

年間最低授業週数の規定

小学校学習指導要領 総則（抄）

ア 各教科等の授業は、年間35週（第 1 学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。

小学校学習指導要領 総則 解説（抄）

各教科等の授業時数を年間35週（第 1 学年については34週）以上にわたって行うように計画することとしているのは、各教科等の授業時数を年間35週以上にわたって配当すれば、学校教育法施行規則別表第 1 において定めている年間の授業時数について児童の負担過重にならない程度に、週当たり、1 日当たりの授業時数を平均化することができることを考慮したものである。したがって、各教科等の授業時数を35週にわたって平均的に配当するほか、児童の実態や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当に工夫を加えることも考えられる。各学校においてはこの規定を踏まえ、地域や学校及び児童の実態等を考慮し、必要な指導時間を確保するため、適切な週にわたって各教科等の授業を計画することが必要である。

年間の授業週数について、35週以上であれば、上限はなく、
各学校が40週等と設定することは可能

現行制度における単位授業時間の多様な設定例

- 実現したい教育活動の方向性等に応じて、総授業時数を確保した上で、単位授業時間を柔軟に運用している例が見られる。
- 45分の単位授業時間を5分短縮するといったことに止まらず、15-20分の短い時間を設ける、100分といった長い授業時間を設ける、短い時間と長い時間を組み合わせて活動の特質に応じて分けたり合わせたりするといった工夫が行われている。

横浜市立奈良小学校

- 午前中は40分×5コマを実施
- 午後は20分・40分の1コマずつを実施し柔軟に運用（例：20分を個別のスキル学習に充てる、20分と40分のコマを組み合わせて60分じっくり探究する時間を設ける等）

0830	登校～朝の会	
0910	1時限目	40分
0915	2時限目	40分
0955	3時限目	40分
1000		
1040	中休み	
1100	4時限目	40分
1140	5時限目	40分
1145		
1225	給食・清掃・昼休み	
1340	学習タイム	20分
1400	6時限目	40分
1440	帰りの会	
1450		

必要に応じ統合

東浦町立緒川小学校

- 2コマ分を連続させたブロックを基本とし、じっくりと学びに取り組む時間を確保
- 児童の活動の実態に応じて、教科間の時間の切れ目は柔軟に運用

0855	読書タイム、朝の会	
	Iブロック	95分
1030	中休み	
1055	IIブロック	95分
1230	給食・清掃・昼休み	
1355	IIIブロック	95分
1530	帰りの会	
1540		

さいたま市立大宮国際中等教育学校

- 50分2コマ分を連続させたタームを基本とし、じっくりと学びに取り組む時間を確保。
- 朝にオールイングリッシュでの表現活動を行う時間を15分間設ける

0835	出席確認	
0850	英語活動	15分
0900	ターム1	100分
1040	ターム2	100分
1055		
1235	昼食・昼休み	
1335	ターム3	100分
1515	リフレクションの時間	15分
1530	清掃	
1545	放課後活動	
1730		

学習指導要領における学年の区分の状況（小・中学校）

- 総則では特に示す場合を除き、各教科等の内容に係る事項の記載順は指導の順序を示すものではないことを示しているが、当該特に示す場合として、各教科等においては学年の区分を示しており、その場合当該学年において指導する必要がある。（「内容の取扱」において更に特別な定めがある場合もある）
- 教科の系統性や発達段階を踏まえた指導内容を確保する役割を果たす一方、カリキュラム・マネジメントの自由度を狭めている、学習内容の習熟の早い子供・遅い子供を広く受け止める教育課程編成がしにくいといった課題もある。

小学校学習指導要領（平成29年告示）第1章 総則 ※中学校も同旨

第2第1節3(1) 内容等の取扱い

ウ 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

エ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を児童や学校、地域の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。

小学校

各教科における内容の示し方

内容の取扱（特別の定め）

※学習指導要領の記載を基に記述は簡素化している

各教科等	学年区分					
国語	1-2	3-4	5-6			
社会		3	4	5	6	
算数	1	2	3	4	5	6
理科		3	4	5	6	
生活	1-2					
音楽	1-2	3-4	5-6			
図画工作	1-2	3-4	5-6			
家庭			5-6			
体育	1-2	3-4	5-6			
外国語			5-6			
道徳	1-2	3-4	5-6			
外国語活動		3-4				
総合的な学習の時間	内容は各学校で設定					
特別活動	1-6					

前学年において初歩的な形で取り上げたり、後学年で程度を高めて取り上げたりするなどして、弾力的に指導すること

各学年の内容は、次学年以降においても必要に応じて継続して指導すること

「A家族・家庭生活」の(1)のAについては、2年間の学習の見通しをもたせるために、第5学年の最初に履修させること

体育の「A体づくり(の)運動(遊び)」については、2学年間にわたって指導するものとする
保健については各学年で指導する項目を指定している

各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする

全ての学年において、学級活動の各活動、学校行事の各行事を指導する。

中学校

各教科における内容の示し方

内容の取扱（特別の定め）

各教科等		学年区分		
国語		1	2	3
社会		1-3		
数学		1	2	3
理科		1-3		
音楽		1	2-3	
美術		1	2-3	
保健体育	(体育)	1-2		3
	(保健)	1-3		
技術・家庭		1-3		
外国語		1-3		
道徳		1-3		
総合的な学習の時間		内容は各学校で設定		
特別活動		1-3		

必要に応じ前後の学年で取り上げることもできる

第1、第2学年を通じて地理的分野及び歴史的分野を並行して学習させることを原則とすること
第3学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること

各学年の目標達成に支障のない範囲で当該学年の内容の一部を軽く取扱い、それを後学年で指導することができる
学年の目標を逸脱しない範囲で、後学年の内容の一部を加えて指導することもできる
新たな内容を指導する際には、既に指導した関連する内容を意図的に再度取り上げ、学び直しの機会を設定すること

各学年において、技術分野及び家庭分野のいずれも履修させること。
家庭分野の内容の「A家族・家庭生活」の(1)については、中学校における学習の見通しを立てさせるために、第1学年の最初に履修させること

内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。

【参考資料2-②】学習指導要領における履修順に係る状況（高等学校共通教科）

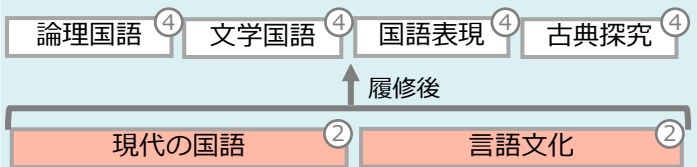
- 高等学校については、学年の区分を設けないことができる（単位制）ほか、修業年限を4年としている高等学校（定時制など）もあることから、各教科・科目において学習する年次を原則として示していないが、教科の学習内容の体系性等を踏まえ、科目の履修順等を示している場合がある。
- 教科の系統性を確保する役割を果たす一方、基礎科目を履修しないと発展科目を履修できないことから、入学年次の教育課程が過密になりがちであることや、カリキュラム・マネジメントの自由度を狭めている、学習内容の習熟の早い子供・遅い子供を広く受け止める教育課程編成がしにくいといった課題もある。

高等学校学習指導要領（平成30年告示）第1章 総則

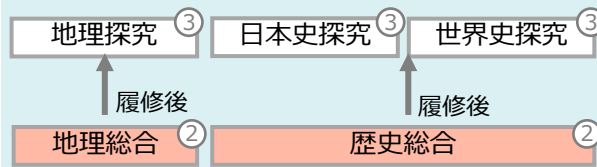
第2款 3(5) 各教科・科目等の内容等の取扱い

イ 第2章以下に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

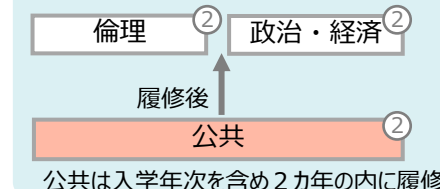
国語科



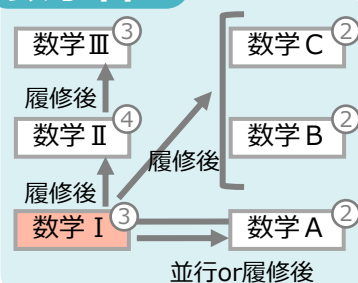
地理歴史科



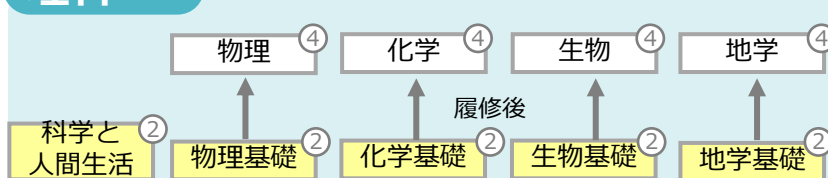
公民科



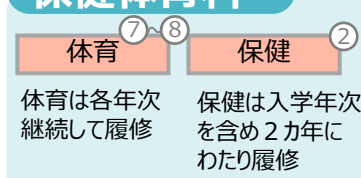
数学科



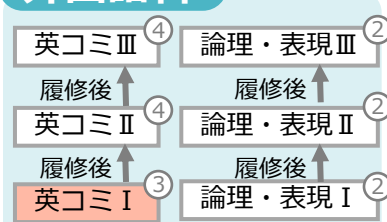
理科



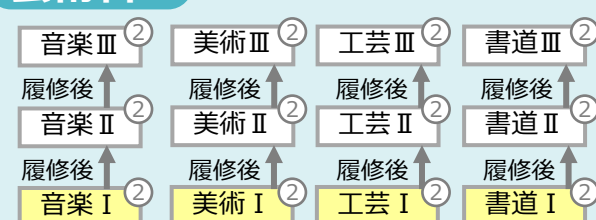
保健体育科



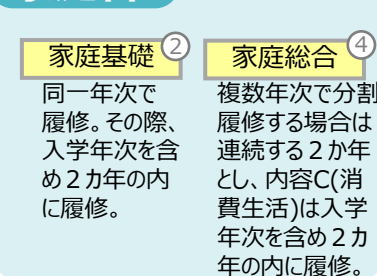
外国語科



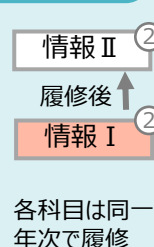
芸術科



家庭科



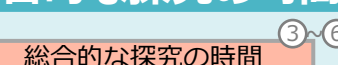
情報科



理数科



総合的な探究の時間



- …共通
必履修
- …選択
必履修
- …標準
単位数

カリキュラム・マネジメントについて

小学校学習指導要領 総則（抄）

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

研究開発学校の取組（目黒区立中目黒小学校・愛荘町立秦荘西小学校）

1. 特例の概要

授業の1単位時間を45分から40分に変更し、午前中に5コマの授業を行った上で、標準総授業時数を下回って時間を生み出し、その時間を活用し、子供の主体性を重視した教育活動、教員研修や教科担任制等を有効に機能させるための情報共有等を実施。

通常の学校（1コマ45分）

45分×1,015コマ

研究開発学校（1コマ40分）

40分×1,015コマ

5分×1,015コマ

5,075分

生み出した時間

127コマ



- 通常の授業の中でもICTを活用することで、短くした1コマの中でも効果的な指導を行う。
- 1コマが短くなったことで、通常の授業においても、単元としてのつながりや、見方・考え方を働かせる授業デザインをより意識した授業を展開。

2. 生み出した時間の使い道

目黒区

- 子供が教材・ペースを自分で選びながら学ぶ単元内自由進度学習（マイプラン学習）を行ったり、子供たちが自分でテーマを決めて主体的に学ぶ時間（フリースタイルプロジェクト）を設けたりするなど、子供の主体的な学びを重視した教育活動を展開。教員の研修や授業準備等も実施。

マイプラン学習

- マイプラン学習の時間では、自分の学びたい場所で、自分でペースを決めながら学ぶ。
- 一人で学びに向かうことも、友達と協働的に学ぶこともできる。
- ICTを活用することで、一人一人の学びの進度等を効果的に把握。

フリースタイルプロジェクト

- フリースタイルプロジェクトでは、ギターの探究など、自分の興味関心に応じて自ら課題を設定し、主体的に探究に取り組む。
- 各教科等で学んだことを生かしながら、一人一人が違う課題に取り組み、成果を発表する。

愛荘町

- 自己調整力を育成する時間に充てたり、教員間での児童に関する共通理解を図るための情報交換や相談、授業づくり・教材研究に関する研修やOJT等を実施。

生みだした127コマの活用

教科担任制

学年担任制

を機能させる
情報共有の時間に。

教員の時間
31%

学級裁量の時間
14%

探究の時間
8%

自治の時間
6%

生活プランニング
14%

自己選択学習
27%

週当たり授業時数について

週当たり授業時数に係る考え方

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)(抄)

国が定める年間の標準授業時数の1,015単位時間を35週(※1)にわたって実施することを前提に、**週当たり29単位時間の授業を行う必要があるとの認識が学校には根強く、標準授業時数を大幅に上回った教育課程編成の見直しを学校が実施することが困難**との指摘もある。しかし、実際には年間の授業日数は200日程度(40週)が一般的であり、**必ずしも1,015単位時間を確保するために週29単位時間の授業を実施する必要はない**(※2)。

※1 小学校学習指導要領の総則においては、「各教科等の授業は、年間35週(第1学年については34週)以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする」と記載がある。中学校でも同様。

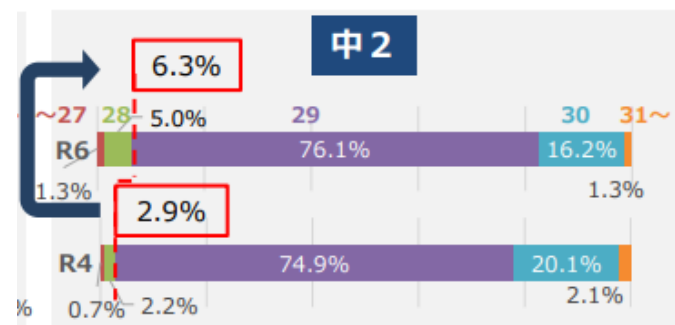
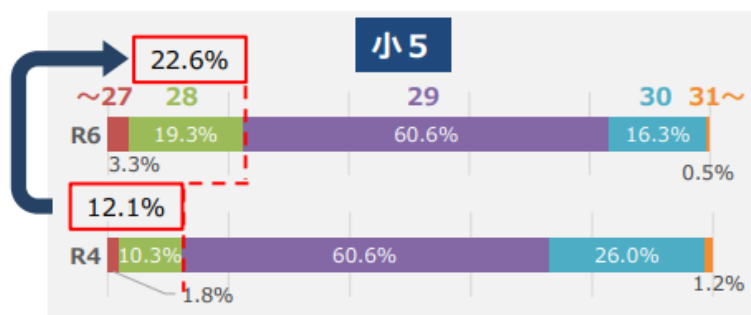
※2 年間の標準授業時数1,015単位時間を週当たり27単位時間で実施した場合、 $1,015 \text{ 単位時間} \div 27 \text{ 単位時間} = 37.6 \text{ 週}$ (188日)となる。

年間の総授業日数の平均※令和6年度計画ベース
小学5年 202.4日 中学2年 203.0日

35週で実施する場合の週当たりコマ数
 $1,015 \text{ 単位時間} \div 35 \text{ 週} = 29 \text{ 単位時間} / \text{週}$

週当たり授業時数の実態

小学校、中学校いずれも週当たり授業時数を28コマ以下で設定する学校の割合が増えているが、小学校5年では約60%、中学校2年では約75%の学校は29コマに設定している。



令和 7 年度以降の研究開発学校の取組

研究開発学校の制度趣旨

教育課程の基準（学習指導要領）の改善に資する実証的資料を得るため、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程を編成し、新しい教育課程、指導方法について研究開発を行う。

○学校教育法施行規則（抄）

第55条 小学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合において、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条又は第52条の規定によらないことができる。

令和 7 年度以降の研究開発テーマと取組例

多様な個性や特性、背景を有する子供達を包摂する柔軟な教育課程の編成

（例） 1 単位時間を短縮して生み出された時間を用いて、児童生徒一人一人の興味・関心や学習上の課題等に応じて柔軟に学びを選択できる時間の設定をしたり、教師の研修や授業改善のための時間に充てたりするなどして、弾力的な教育課程の編成・実施の在り方について研究開発を行う。

令和 6 年度

管理機関： 2

（設置者等）

学校数： 2 5

令和 7 年度

管理機関： 9

（設置者等）

学校数： 4 5

実施地域・学校を大幅に増加

小・中学校における授業の準備や運営等をデジタル環境で行うことによる 時間短縮の程度に関する調査（学会等未発表データ，速報値）

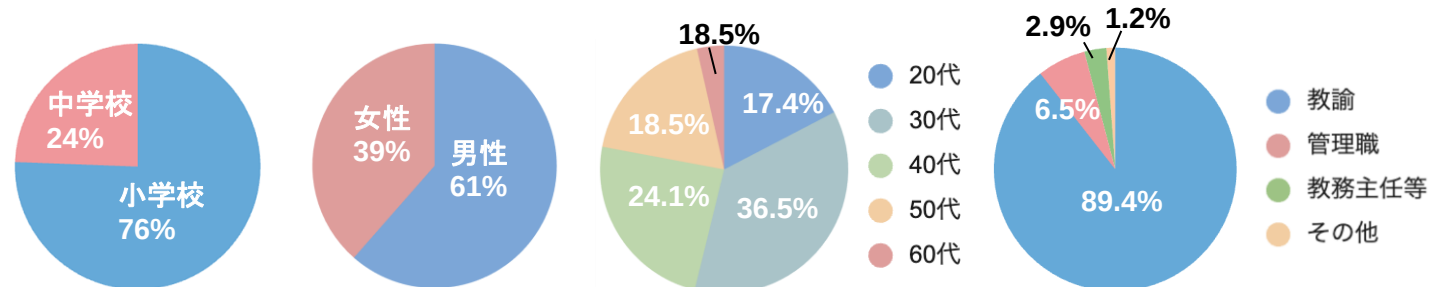
調査対象地域・学校等

全国の公立・私立の小学校・中学校に在籍する教師

回収数

回答数 375人 有効回答数 340人

調査回答者の属性



調査方法・調査項目

Webフォームによる。フェイス項目5項目、①授業の準備等：9項目の質問に対して、デジタル活用前・デジタル活用以後を問う計18項目、②授業の運営：14項目の質問に対して、デジタル活用前・デジタル活用以後を問う計28項目

調査期間

2025年3月4日から3月9日までの5日間

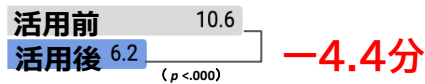
西本壇, 伊藤真紀, 杉本啓馬, 佐藤和紀, 堀田龍也

小・中学校における授業の準備や運営等をデジタル環境で行うことによる時間短縮の程度に関する調査
日本教育工学会研究報告集, Vol.2025, No.1:発表予定(2025.5.24.京都外国語大学)

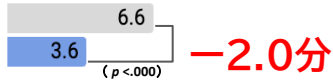
デジタル学習基盤による授業運営の効率化

- デジタル学習基盤の活用により授業運営に関わる諸活動の効率化が可能との調査結果
- 同じ活動を行う場合でも、デジタル学習基盤の整備・活用状況に応じて効率化の程度が異なる可能性

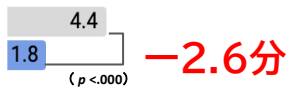
学習の見通し (数時に1度程度)



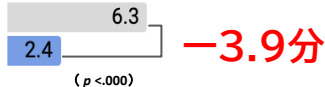
課題の提示 (ほぼ毎時)



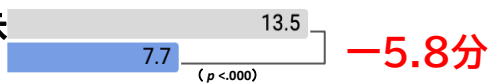
ワークシート、 プリント配布 (数時に1度程度)



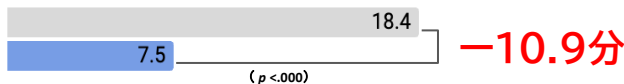
資料の提示 (ほぼ毎時)



教具の扱いの指示 (数時に1度程度)



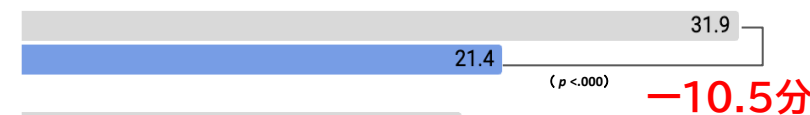
板書 (ほぼ毎時)



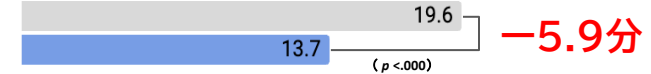
調べさせる、 問題を解く (ほぼ毎時)



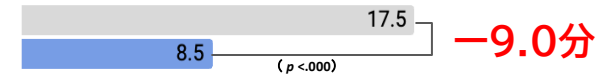
整理させる、 まとめさせる (数時に1度程度)



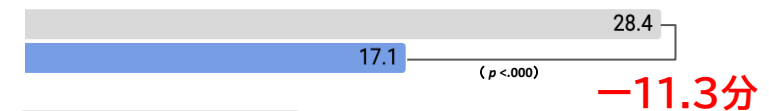
意見の発表、交流 (数時に1度程度)



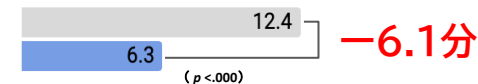
意見や考えの把握 (ほぼ毎時)



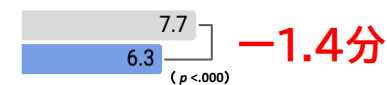
学習活動の評価 (数時に1度程度)



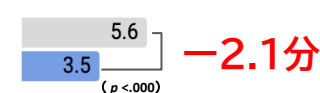
良かった点の共有 (ほぼ毎時)



振り返りをさせる (数時に1度程度)



次時の予告 (数時に1度程度)



■ 活用前 ■ 活用以後

※各質問項目について、当該活動1回あたりの所要時間(分)を調査し、平均値を算出。デジタル活用前後の平均時間から差を算出。(p値はウィルコクソンの符号順位検定)

※青字は各活動の概ねの発生頻度 (1人1台の端末活用歴4年～5年の教員3人で議論し合意したもの)

※西本壇、伊藤真紀、杉本啓馬、佐藤和紀、堀田龍也(2025)小・中学校における授業の準備や運営等をデジタル環境で行うことによる時間短縮の程度に関する調査。日本教育工学会研究報告集、2025(1):発表予定

柔軟な教育課程の論点イメージ

多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程編成を促進するため、児童生徒や地域の実態を踏まえて、必要に応じて以下のような取組の一部又は全部の実施を可能とするか否か。

